

議案第67号

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和7年8月29日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

学童保育室の保育料の額を改定するとともに、開室時間を延長したいので、この案を提出するものである。

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市学童保育室設置及び管理条例（昭和５８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「午後６時３０分」を「午後７時」に改め、同項第２号中「午前８時から午後６時３０分」を「午前７時３０分から午後７時」に改め、同条第２項を削る。

第１０条中「特に必要があると認めるときは」を「規則に定めるところにより」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第８条関係）

学童保育室保育料基準額表

	区分	保育料の額（児童１人当たり月額）
A	学童保育室に入室している１人目の児童	１０，０００円
B	Aと同一世帯で学童保育室に入室している ２人目の児童	５，０００円
C	Aと同一世帯で学童保育室に入室している ３人目以降の児童	０円

※B及びCは、Aと保護者を同一にする児童に限る。

附 則

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- 改正後の入間市学童保育室設置及び管理条例の規定は、令和８年４月１日以後の保育に係る保育料について適用する。